

令和4年3月16日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長  
(公印省略)

「学校における感染症対策について、この時期に特に留意いただきたい事項について  
(情報提供)」

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、このたび別添の通り日本医師会から通知がありました。

文部科学省からの事務連絡を受けたものとなっており、この時期に特に留意いただきたい事項について下記3点を強調されております。つきましては、貴会におかれましても、ご了解いただき、会員医療機関へのご周知を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 記

- ① 新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であり、軽微な症状のある児童生徒等や教職員の登校については、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等を踏まえつつ、地域の感染状況や持病の有無など個別の状況に応じた適切な判断が重要であること。
- ② 例えば、新型コロナウイルスの感染者の濃厚接触者と同居している場合や行政検査の対象者と同居している場合等については特段に登校を控えることを求める必要はなく、児童生徒等の健やかな学びを保障する観点等からは慎重に検討する必要であること。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の対策や治療に当たる医療従事者その他の特定の職業である家族を持つ者について医学的な根拠なく登校を控えることを求めることは偏見や差別につながる行為であり、不適切であること。

(担当事務局)

TEL 06-6763-7012

FAX 06-6766-2875

大阪府医師会地域医療1課・湯口